

令和元年第2回臨時会

○議長 知念富信君 ただいまから令和元年第2回南風原町議会臨時会を開会いたします。

開会（午前10時05分）

○議長 知念富信君 ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 知念富信君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって13番 大城 毅議員、14番 宮城寛諄議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長 知念富信君 日程第2．会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長 知念富信君 これから議案の上程に入ります。

日程第3．議案第19号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長 知念富信君 日程第3．議案第19号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 おはようございます。議案第19号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 令和元年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,979万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,476万2,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは、議案第19号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、概要をご説明いたします。本日、お手元に配付いたしました資料をごらんください。今回の補正は、平成30年度国民健康保険特別会計決算において、下表のとおり歳入決算見込額42億9,240万5,000円から、歳出決算見込額47億9,219万7,000円を差し引きした収支決算見込額がマイナス4億9,979万2,000円と、赤字決算見込みになるため、出納整理期間内に令和元年度予算から平成30年度へ繰り上げて、これに充てる必要があるための補正となっております。

それでは予算書をごらんください。まず6ページをお願いします。12款4項7目1節、歳入欠陥補填収入4億9,979万2,000円の増は、歳入が歳出に対して不足するための調整額として計上しております。

次に7ページをお願いします。歳出であります。10款1項1目22節、補償、補填及び賠償金4億9,979万2,000円の増は、平成30年度に生じた歳入不足を令和元年度予算から繰上充用するためのものであります。

この資料2枚目にはA3で、平成20年度決算から平成30年度は決算見込みでございますが、特別会計の決算の状況の表を資料として添付しております。枠内の一番下に数字がございます。これは、それぞれの年度の単年度の収支、三角はマイナスということで、平成22年度決算以外は、毎年このような形で、単年度で赤字が発生しています。こういう中において、これまでと同じような形で、令和元年度予算からの繰上充用により、平成30年度決算による赤字見込みを補填するという形の補正となっております。以上が、令和元年度

令和元年第2回臨時会

南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは2点質疑をさせていただきたいと思います。まず1点目は、国保特会の決算状況ということで、横長の資料を出していただきました。平成30年度の特徴としては、大きな変更点として国保の制度が県単位化されたと。予算のときにも議論をしましたが、ここの表にも出てくるとおり、県単位化することによって、収入だったりこれまで町に直接入ってきていたもの、そしてまた町から出て行っていた収入が、県単位化に伴って県が請け負う形になっていると思います。これもゼロの項目がふえているところから、その数字が見てとれるわけですが、ざっとこの一覧表を見てみますと、数字の増減だけ見ると歳入のほうも縮小していますけれども、歳出でも大きく減っている。要するに県単位化するに当たって、どのように南風原町の国保会計に影響が出たのか。県単位化になったことによって、どれぐらいの金額が有利に働いたのか。それとも県単位化に伴って、これまで同様の、要するに出入りの場所が変わるだけで、同様の制度なのか。少しその辺の説明をお願いしたいと思います。

次に2点目ですけれども、今回の議案は例年やっている繰上充用の議案ですけれども、昨年12月には税率を改正して、いよいよ来月6月からは改正された税率の国保料の徴収が始まります。この間は、南風原町の国保の状況ということで、新聞等でも出たことによって、町民の皆さんの一部からは、南風原町の国保の状況はこんなに大変だったのかという声も、去る議会報告会でも聞かれました。そういった中で、町民の皆さんからは、これまでの国保の累積赤字だったり、今回繰上充用するわけですが、その辺の説明がなかなか町民に伝わっていなかったのではないかとという声を受けとめられます。そういった声を受けての質疑ですけれども、特に来月の6月、新しい保険料の請求、また金額が出てきたときに、町民の皆さんは改めて、大きな実感といいますか、自分たちの税率が上がるわけですからそういった現実には直面します。平成30年度において、県単位化になったということもありますけれども、これまでの国保の赤字の状況、なぜこのように積み上がってきたのか。そして今どういう状況にあって、この保険料を改定しなければいけないのか。これまで、町広報紙等でもお知らせしてきたと理解はしていますけれども、町当局としてどのような説明をしてきたか。また改めて、町民の皆さんにはどのように伝わっていると理解しているか。その辺をお答えいただきたいと思います。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それではお答えいたします。まず1点目、県単位化による影響という部分でございますが、議員おっしゃいますように、この表のゼロとなっている部分、例えば歳入で言いますと上から4番目の国庫支出金。主に療養給付費に対しては、国の義務的負担がございまして、これまではその部分がそれぞれの市町村に直接入ってきておりましたが、こういう部分は全て県にまとめて入ることになります。そういった形で、前期高齢者交付金や共同事業交付金、こういったあたりは全て県でまとめての収入、歳入ということで扱われます。歳出におきましては、真ん中あたりの共同事業拠出金とか老人保健拠出金、介護納付金、こういったあたりも全て県がまとめて支出していく項目になりまして、この部分を含めて市町村は、歳出の上から3段目の国民健康保険事業費納付金という形で県へ納めることになります。まず単位化になりまして、1つ大きく変わる部分は、歳出の2段目、保険給付費。これはかかった部分の診療費を病院にお支払いをする金額ですが、この保険給付費に係る金額については、歳入の上から5番目の県支出金というところで28億9,436万9,000円ありますが、この保険給付費、病院に支払う金額については100%県から交付されてきますので、資金的なやりくり、例えば一時借入れをして毎月払わないといけないとかの部分、こういった部分は、市町村はしっかり計画的に県からきちんと入ってきますので、その分、病院に支払うという部分でのやりくりは、すごくよくなったと認識しております。ただ、その他の事務については引き続き市町村がやることになっておりますので、そういった部分で特に変わるところはございません。ただ、医療費の、県全体で、沖縄の国保の加入者の医療費の支出、それから収入も含めて、県単位になっておりますので、今後、県が想定しています税率の統一化とか、あるいはいろいろな医療費適正化の取り組みとか、そういった部分では、広域化になったことによって特に医療費の適正化の取り組み等、そういった部分ではやりやすくなっていくと。いろいろな取り組みを一緒になってやっていけるという部分が出てくるものかと考えております。それから、これは沖縄県全体の、平成20年からの課題でございますが、前期高齢者交付金

令和元年第2回臨時会

の分、それぞれ市町村単位で、これまではその市町村ごとに前期高齢者交付金が入ってき
ておりましたが、この前期高齢者交付金の分は、まとめて国から県に入ってきます。県全
体的な加入率の割合の部分でも、だんだん前期高齢者の割合はふえてきておりますので、
毎年ふえてきておりますので、予算の規模がそれだけ全体で一つになった部分でのプラス
となっていける部分はあるのではないかと、現時点では思っています。ことし9月に県単
位化になった平成30年度予算の決算が、県単位化でも示されてきますので、その時点でま
た初めての県単位の沖縄国保特会の状況がわかりますので、ある程度の評価もできるかと
考えております。

それから2点目のご質疑ですが、これまでの状況、それから今後どうしていくか、町民
に対してどのように説明していくかというところでございますが、この部分に関しては、
機会あるごとに広報紙を通して、あるいはホームページを通して、状況等はお知らせして
きました。それからこういった議会の場においてもいろいろ、なぜ国保の会計が厳しくな
ったのかということにつきましては、これまでも説明してきたとおりでございます。こ
の間の新聞報道の記事にも、18年間税を上げてこなかったとか、対策のおくれとかそうい
う見出しになっておりましたが、我々の捉え方としましては、平成20年度の制度改正前ま
でにおきましては、ほぼどうにか歳入歳出が、一般会計からの繰り入れが3,000万円のど
きもありますし、ゼロのときもある。多いときは9,000万円、1億円ぐらひありますが、
やらない年もあります。そういった形でほとんど歳入歳出が合っていましたので、
この間に関しては税率の改正は、我々の視野には入ってこなかった。どうにかやっていけ
ているという状況でございました。県内市町村の中でも、税率は上のほうに近い位置でし
たので、平成19年度までは税率の改正等については、我々はせずにも毎年やってこられた
ということでございます。ただ、平成20年度の医療制度の改革において、高齢者医療制度
が改正されまして、後期高齢者医療、それから退職者医療制度が廃止になって、前期高齢
者の制度がスタートした。平成20年度から前期高齢者の交付金についてが、加入者割合に
なったことによって、南風原町だけではありません。沖縄県全部の市町村がもろに影響を
受けました。我々はその間何もしていないのではなくて、これは制度による沖縄の特殊事
情になると。制度によって沖縄だけ交付金が足りない状況になって、財政が苦しくなっ
ているということ、国に対しては何度も訴えてきているわけです。

その間、厚生労働省においては、特別調整交付金でどうにか沖縄県に有利になるような
形ということで、二十歳未満の加入者が多いところとか、未就学児が多い市町村とか、そ
ういったところには交付金が多く行くような制度の改正とかはしていただきました。しか
し、その交付金がふえた部分で、この穴埋めは到底できない金額でございまして、それが
今現在まで至っているという状況。

本町は、A3の資料でありますように、枠外のマイナスの数字、単年度赤字、平成20年
度から平成30年度まで単純に合計しますと、25億2,500万円の赤字が、結局この10年間余
りで発生した。その間に、平成30年度までの一般会計からの繰り入れが20億2,500万円。
一般会計からこれだけ支援してきています。結果的に今回、その差が差し引き4億9,900
万円が、令和元年から繰上充用をするとなるのですが、本町が20億円です。それぞれの市
町村が一般会計繰入をして、県全体では、たしか平成28年度までの資料では751億円で
す。それだけ沖縄県が前期高齢者支援制度に影響を受けている状況でございまして、これ
に関しては南風原町だけではないということです。国に対しての要請行動を何度か行っ
ておりますが、そういった部分で新聞記事に何度も掲載されてきております。そういった新
聞記事、広報紙、ホームページ、そういったあたりと、あとは議会のこういう場での説明
とかで、町民への説明の部分はなっていたのかなと思いますし、ただ詳しい中身について
の前期高齢者支援制度ができたことによる、もっと丁寧な説明といいますか、財政が悪化
した理由の部分については、また今後丁寧に、わかりやすく、広報紙でお知らせ、町民へ
の周知をしていきたいと考えています。以上でございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それではまず県単位化に伴う数字の変化ですけれども、今の答弁で
いくと運用の部分で比較的やりやすくなってきたという答弁だったと思います。県単位化
になるということは、要するに事務的なものが一元化されるわけですから、この中でも歳
入として入ってくる項目、ゼロになっている項目が幾つもあります。出て行く項目も県単
位化によって集約された項目があります。この辺では、やはり出入りのお金がなくなるわ
けですから、トータルで考えると事務量とか具体的には、将来的に総務費とかそういった
部分が下がっていくということが、当然これにかかわる人件費関係が集約されていくとい
うことが予想されるわけですが、いろいろな一部事務組合でも、効率化することに

令和元年第2回臨時会

よってそういった事務量が下がっていく。ただ一方では、県単位化する以前から国保行政においては国保連合会とかが事務を受け持っていた部分もあるので、一概に、全くそれが集約されるということではないのかもしれませんが、そういった将来的な目測があるのかどうか。その辺についても少しご説明いただきたいと思います。

2点目の国保行政の現状、町民にどう伝えたかというところですが、どのように伝えてきたかというのは、私たち議会でも説明を受ける機会がありますし、そして私たちも町民の皆さんに説明するような努力はしています。その中で聞きたかったのは、町行政として、町民にどのくらい伝わっていると感じているか。そういったことを聞きたいわけです。先ほど申し上げた議会報告会だったり、私たちも町民の皆さんに説明するときには、なかなか伝わっていないんだなど。説明は尽くしているつもりだけど、広報紙であったりいろいろな議会の場であったり、そういった説明をしているつもりでも、なかなか伝わっていないというのをこの前改めて感じました。さらにはそれが、来月納付書が届いたときに、これまで比較的興味のあるといいますか、意識の高い人たちにとってこの国保はどうなんだという声が私たちに寄せられていますけれども、それ以外の一般の人たちにとっては、さらに現実的に納付する金額が変わるわけです。そういったときに、もう一段階上の町民の皆さんからの声が寄せられるのではないかと私は思っているわけです。そういった形で、今、行政からの取り組み、そして説明してきたこと、それは私たちも理解しませんがどの程度伝わっていると感じているのか。これまで精いっぱいやったからそれでいいという形なのか。それとも、やはり町民の皆さんの立場に立って考えるのか。その辺が町民の皆さんにとっては大きな違いとして感じるのではないかと感じています。その2点、再度お答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず1点目、事務の軽減等による総務費の圧縮とかそういった部分でございますが、引き続き市町村は課税業務、徴収業務、それからいろいろな給付業務を担いますので、特段、事務が軽減されるという部分はありません。これまでと同じような形で体制は整えて、ですから後期高齢とか介護保険とかの一部組合、あの形態とは少し違うという部分でございます。県単位化になって、県は財政の責任主体となる部分が変った部分でございますが、同じ保険者ではありますが、通常の国保の事務はそれぞれ市町村がこれまでどおり担うことになっておりますので、特に影響はないというところでございます。

2点目の、町民にどの程度伝わっているかというご質問ですが、その部分に関しましては、我々、正直申しましてこれが十分伝わっているという認識となれるにはまだまだ足りないだろうなと思います。しかし、引き続きこれからも丁寧にわかりやすく説明していくというのは、我々もやっていかないとはいえないと思っております。今、所管のほうでは毎月広報紙に掲載しながら、次はどのようにしていこうということをやっています。例えば、この沖縄における前期高齢者の問題、もっとわかりやすく広報紙を使って説明していこうかということを、今取り組んでいております。加入者の皆さんには、議員おっしゃいますように6月に納付書が発送されますので、その納付書の中にもしっかりとそういったあたりの説明などのチラシを同封して配布してご理解いただくと。窓口のほうでは、当然これまで同様制度の説明、そういったあたりをしっかりと丁寧に組み込んでまいります。以上です。

○議長 知念富信君 ほかに質疑のある方はこれを許します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 平成30年度の単年度決算で4億9,900万円の赤字という資料なのですが、私がこれまでしてきた理解では、単年度の赤字は約2億円と理解してきたつもりなんです。それがどうして約5億円の赤字になっているのかなというのが、まだ勉強不足でよくわかりません。そこを教えてください。

今、仁土議員もおっしゃったように、先日の議会報告会では国保のことについて、大変厳しいご指摘をいただきました。ホームページを見る人がいると思いますかとか、広報を見る人がどれだけいると思いますかというご指摘をいただきました。もっときちんと説明会をすべきだったのではないかと。そのご指摘に対して、総務民生委員長は苦しいご答弁の中で、たしか私たち委員会の席で、住民、町民に対して説明会を開催してくださいという申し入れをしていたと思います。だけど、結局説明会はなされていなかったと思うのですが、3月、4月ですか、議会の広報でお知らせがなされていたのではないのかなと思います。町民の皆さんへのお知らせがなかなか行き届いていないという事実は、先日改めて思いました。これまで18年間値上げをしてきていなかったということで、今度20年ぶりに値上げをすると。私が余りよくわからないのは、この春に出た沖縄県平成30年度版の統

令和元年第2回臨時会

計年鑑を見ますと、国保の被保険者1人当たりが払う保険料。これを見ますと、南風原町は1人当たり6万5,000円。西原町が6万1,000円、八重瀬町が5万8,000円、与那原町が6万2,000円。1人当たりの被保険者が払う保険料です。南風原町が一番多いのです。これからの委員会で皆さんと勉強していきたいのですが、なぜなのか、なかなか仕組みがわかりません。

1つ目の質疑に戻ります。単年度赤字が5億円になっているというのは、これはこれから入ってくるべきお金がまだ入っていないのか。それとも、もうほぼ最終的なものなのか、お伺いします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず、A3の資料の欄外、一番下にある金額で、平成30年度の下のほうにはマイナス2億5,931万2,000円という数字がございます。その上に行きましてマイナス4億9,979万2,000円。単年度赤字と申しましたのは、累積赤字はないものとして、前年度への繰上充用金、それから一般会計からの法定外繰入がないものとして、純粹に平成30年度だけの入りと出るを差し引きしまして、2億5,931万2,000円の単年度赤字ですということです。ただ4億9,979万2,000円というのは、平成30年度は平成29年度までの累積赤字に対して、平成30年度予算から平成29年度の会計に、そのときは6億2,700万円ほど繰上充用しております。こういう形で繰上充用を毎年ずっと繰り返しながら、歳入においては一般会計から法定外繰入ですって入れてきて、そのトータルでの歳入歳出の差引額になると4億9,979万2,000円が足りないということになりまして、この4億9,979万2,000円には、累積赤字が含まれてきますので、平成30年度から前の年度に対して繰上充用しておりますので、その分が影響して4億9,979万2,000円、平成30年度では足りない。ですから令和元年度からここにこの部分を充てるということです。こういった繰上充用とか法定が繰り入れがなかったものとして見た場合が単年度赤字、実質的な単年度だけを見た場合は2億5,931万2,000円足りないということでございます。以上です。

○議長 知念富信君 ほかに質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第19号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから議案第19号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 承認第1号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認について

○議長 知念富信君 日程第4. 承認第1号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第1号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。専決処分については、3月29日に行っております。専決処分した理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布された。この法律改正に伴い、南風原町税条例についても同年4月1日施行のために改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をしたものであります。その内容等については担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

令和元年第2回臨時会

○総務部長 宮平 暢君 それでは、南風原町税条例等の一部を改正する条例の概要を説明いたします。配付してあります承認第1号の資料をお願いいたします。平成31年度の税制改正においては、経済の好循環をより確かなものとするなどの観点から、個人住民税の現行制度の継続、ふるさと納税制度の見直し、子供の貧困に対応するための個人住民税の見直し、環境に配慮した車体への軽課措置延長など、その他所要の整備を行うもので、地方税法等の改正にあわせ本町税条例等も改正するものであります。

主な改正内容は、まず1点目、住民税について。個人住民税の特例控除額の控除対象となる寄附金、いわゆるふるさと寄附金について、地方税法で定めた基準に適合し総務大臣が指定した都道府県等に対する寄附金（特例控除対象寄附金）とすることとした。第34条の7項目に該当します。施行期日は平成31年6月1日。なお、その基準とは、地方税法において①寄附金の募集を適正に実施する都道府県等。②（①の都道府県等で）返礼品を送付する場合には、次のいずれも満たす都道府県等とします。1番目、返礼品の返礼割合を3割以下とすること。2番目、返礼品を地場産品とすることと規定しております。次に、所得税の住宅ローン減税制度を受けた方で、所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の個人住民税から控除する措置期間を10年間としているが、平成31年10月1日から平成32年12月31日に間に取得した住宅に限り、消費税率10%が適用される住宅については控除期間を13年間とする。（附則第3条の3の2）。施行期日が平成31年4月1日。次に、子供の貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対しては、個人住民税を非課税とする措置を講じる。施行期日が平成33年1月1日。次のページをお願いいたします。

2点目、軽自動車税。施行期日が平成31年10月1日。軽自動車税に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象は、次表中④の軽減後税額のとおり、排出ガス基準と燃費基準プラス15%から35%の達成率で、異なる軽減特例の措置を取得の翌年度のみ講じており、この特例措置を2年間、平成31年度、平成32年度取得分に延長する。また、この特例を平成33年度及び平成34年度に初回新規登録等を受けた自家用車については、電気自動車等に限定する見直しを行うものであります。表についてはお目通しをお願いいたします。

3点目、その他。関係法律等の改正に伴う条ずれ、字句の修正、その他所要の整備を行う改正となります。以上が南風原町税条例等の一部を改正する条例の概要説明であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 総務部長、令和元年はやらないのですか。令和は入れないのですか。平成でいいのですか。

○総務部長 宮平 暢君 平成31年と使っておりますのは、この専決処分が3月29日に行なったことによるもので、その時点で処分したために平成を使用しております。以上です。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん ふるさと寄附金の返礼品の地場産品とすることとありますけれども、本町において変更のある品目があるのかどうか。また、現在、オリオンビールがありますが、ラベルの印刷をとこちらでやっているということになっておりますが、そういうものは地場産品と認められるのかどうか、確認いたします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 地場産品についてお答えいたします。地場産品の規定につきましては、その中で都道府県が認めたものについては、その都道府県内の市町村は地場産品と認めることと規定されておまして、沖縄県においてはオリオンビール、沖縄そば、この2点は沖縄県全体の市町村が地場産品とすることが認められていますので、本町も引き続き返礼品として活用していきたいと考えております。現時点で、南風原町は地場産品と限定しておりましたので、特に大きな変更はありません。

○議長 知念富信君 ほかに質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって承認第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第1号について討論を行います。討論はありませんか。

令和元年第2回臨時会

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから承認第1号 専決処分(南風原町税条例等の一部を改正する条例)の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。よって本案は承認することに決定しました。

日程第5. 承認第2号 専決処分(南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)の承認について

○議長 知念富信君 日程第5. 承認第2号 専決処分(南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第2号 専決処分(南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。専決処分については、3月29日に行っております。専決処分した理由としまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についても改正が必要であり、同年4月1日施行のため、議会を招集する時間的余裕がないことにより専決処分をしたものであります。その内容等については担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは承認第2号 専決処分(南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)の承認について、概要をご説明いたします。議員の皆様、新旧対照表をごらんください。この新旧対照表を見ながら、資料を使って概要を説明いたします。まず新旧対照表の一番最後のところですよ。附則第3条の改正についてです。資料もごらんください。

まず改正の概要でございますが、平成30年の地方からの提案等に関する対応方針、平成30年12月25日に閣議決定されておりました、その方針において、家庭的保育事業者に課せられている卒園後の受け皿となる連携施設(保育所等)の確保について、確保しないことができる経過措置を延長するとされたこと等を踏まえて、以下のような所要の省令改正が行われました。それに伴う本町の条例改正でございます。新旧対照表をごらんになりながら、附則第3条です。資料の(1)です。ここでは、連携施設の確保に関する経過措置がありますが、これまでこの経過措置が5年でありましたが、それが5年延長され10年という形で、連携施設の確保について経過措置の期限が延長された改正でございます。次、新旧対照表に戻りまして第6条になります。新旧対照表左側にページが打たれておりますので、6ページになります。第6条第4項、追加の項目でございます。こちらは家庭的保育事業者等による連携施設の確保が著しく困難である市町村長が認めるときは、連携施設の確保が不要となりました。その分の追加でございます。次にその下の第5項です。これは、ただしこの連携施設の確保が不要とされる場合でも条件が付きましますということで、第5項が追加されております。資料の(3)です。(2)の場合、家庭的保育事業者等は利用定員が20人以上の企業主導型保育事業に係る施設又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設で市町村長が適当と認めるものを、連携協力を行う者として適切に確保しなければならないとなっております。次に(4)になりますが、これは第45条の2ということで、新旧対照表の8ページになります。市町村長が適当と認める満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所につきましては、連携施設の確保が不要とされたということで、第2項が追加されております。これは、保育所型事業所内保育事業については、3歳以上の受け入れもしている施設がございまして、そういう施設については、連携施設は確保しなくてよいということになりました。それから(5)附則第2条第2項、それから第16条第2項第3号にも関係しますが、附則の第2条の経過措置が適用されていた家庭的保育事業者のうち、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業についても、食事の提供、搬入に関しての部分ですが、これは経過措置が10年となったということの改正でございます。以上が南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほど

令和元年第2回臨時会

よろしく願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。12番 赤嶺奈津江議員。

○12番 赤嶺奈津江さん それでは確認です。それぞれの条件といいますか、延長されたり不要とされた園とか保育所が町内にあるかどうか。あれば何園ぐらいあるとか、状況を教えてください。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。まず町内に家庭的保育事業を行っているところはございませんので、ないということでございます。ただ、事業所内保育において、サマリア人のほうは保育所型事業所内保育ということで3歳児以上も受け入れておりますので、そこについては連携施設の確保は必要ないとなってきます。以上です。

○議長 知念富信君 ほかにございますか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 家庭的保育事業所は、保育士の配置などの要件のハードルは割と低いように思うのですが、開設の条件などが。本町においてははないというお答えでしたけれども、どうして本町にはないのか。あわせて、今現在、把握している待機児童数を教えていただければと思います。この2つをお伺いします。

○議長 知念富信君 こども課長。

○こども課長 儀間博嗣君 答えします。家庭的保育事業がないということですが、条件についてはゼロ歳児から2歳児の職員数がありまして、そこは3対1だと。また、それぞれ保育室の部屋の面積などがありまして、結果として南風原町には家庭的保育事業を行う家庭的保育事業者がいないという、先ほどの民生部長の答弁でございます。待機児童は5月1日時点では214名となっております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 こども課長、面積などの要件がなかなか満たせないために手を挙げる事業者が出てこないという意味ですか。214名、まだまだ多いと思うのですが、これだけの待機児童がいらっしゃるのですが、どうして家庭的事業者が、手を挙げる方々がいらっしゃらないのかというのが私の質疑です。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。まず面積に関する要件については、小規模事業所も家庭的保育事業者、事業所内保育と、園児1人当たり3.3平米とか、そういった部分に変わりはないです。逆に、家庭的保育事業については、保育士1人につきゼロから2歳児3名までということで、本当に小規模で、アパートの1室でもできるような形の部分でございますので、その要件が厳しいからいないとかではなくて、そもそも南風原町では申請する方がいないということです。これは南風原町だけではなくて、実際、県内でもこの家庭的保育事業がある市町村は4自治体7施設だけで、本島内では隣の与那原町と恩納村という形で、まだまだそれに取り組む事業者が少ないという状況でございます。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 少ないというのは、確かに全国的にも少ないようですけれども、なぜ少ないのかというのが単純な疑問ですので、引き続き私も勉強していきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長 知念富信君 ほかに質疑のある方はこれを許します。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 1点だけお伺いしたいと思います。最後の9ページの第3条ですけれども、こここのほうで5年から10年に延ばすのですが、その要件として、連携施設を確保しないことができるということですが、でもそれは支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認めた場合ということですよ。要するに、そこから3歳、4歳が卒園したときに、町はこの子供たちをきちんと支援することができる、適切に支援を行うことができると、町が判断したときには、そこは連携施設を確保しなくてもいい。今は5年間、今後は10年間ということですがけれども、先ほど、南風原町は待機児童が214名いる中で、今そういう事業所はないということですがけれども、将来のことになると思いますけれども、そういうときに待機児童が解消されていないと受け入れができないわけですよ。適切な処理ができない、要するに対応、支援ができないということになるけれども、その辺は矛盾しませんか。今は南風原町にはないので将来的なことになるけれども、そのときには待機児童はいないというようにしないと、例えば家庭的保育を南風原町が認めるというときには、10年間連携施設をつくらなくてもいいとなるわけですよ。そのときにどうなるか。待機児童がゼロじゃないとできないはずなのですが、その辺はどうでしょうか。

令和元年第2回臨時会

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず、連携施設の確保につきましては、議員がおっしゃいますように3歳に上がるときに次の保育園ということの連携施設ですが、待機児童が多いと、当然そこに入る枠が狭まりますので、厳しい状況ではあるのですが、例えば連携施設がなくても、例えば家庭的保育事業所ではなくて、南風原町の場合ですと小規模事業所とか、入所の点数で加算して、できるだけ入れるようにする形の手だてをとると。そもそもそういう待機児童がいる状況があるものですから、全国においては家庭的保育事業者で連携施設を確保できているのが約46%ぐらいなので、なかなか確保できる状況がないので、この部分の延長が求められて、経過措置で10年に延長されたという部分でございます。延長することになっているのですが、その受け皿については、これからは企業主導型の保育事業、あるいは認可外保育施設の、きちんと市町村が適当と認める施設、そういったところと連携施設として連携していただきたいということで、条件もついているという状況でございます。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 要するに、家庭的保育のところを出たとき、3歳、4歳になったときにそれを受け入れるところがないといけないわけですよ。適切な支援ができると町が判断したときですから。待機児童がたくさんいるということは、できないということでしょう。確かに待機児童は、例えばゼロ歳、1歳、2歳までの待機児童をなくすように家庭的保育を多くするということは必要かもしれませんが、その後はどうするかということになると、受け入れるところがないと。適切な支援をすることができないと判断した場合は、延長どころではないわけでしょう。することができるところ、10年間はいいいすよとなるわけですから。ということになると、その家庭的保育というのは、南風原町には受け皿がないと認めないとなるのかなとも思ったりするわけです。先ほど、事業所型、企業型ですか。企業主体の主導型の保育で受け入れる云々ありましたけれども、そこもそれだけあいていないできないわけですよ。だからその点では、その辺が矛盾するなと私は感じています。今の南風原町にはその対象がないということですけども、今後の問題として、待機児童をなくすためには、家庭的保育の事業所をつくらないといけない。だけど受け皿がないと、こういう経過措置もできないわけですから、その辺は今後考えていくべき問題だと思いますけれども、町当局としては、この条例の改正でそれは解決できるという考えなのではないでしょうか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この経過措置というものは、まず家庭的保育事業については、児童福祉法で連携施設を適切に確保しなければならないとなっています。しかし、経過措置としてこの法の施行後、これまで5年間は確保する努力はしながらも、確保できなくても5年間は大丈夫ですということで、しかし現時点で、まだまだ確保できている事業所が少ないということで、この経過措置を10年間に延長しますということでございます。連携施設を確保していないと認可できませんよということではないです。以上です。

○議長 知念富信君 よろしいですか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって承認第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第2号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから承認第2号 専決処分(南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 知念富信君 起立全員であります。よって本案は承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩(午前11時09分)

再開(午前11時19分)

令和元年第2回臨時会

○議長 知念富信君 再開します。

日程第6. 承認第3号 専決処分（南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）の承認について

○議長 知念富信君 日程第6. 承認第3号 専決処分（南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第3号 専決処分（南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。専決処分については、3月29日に行っております。専決処分した理由としまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についても改正が必要であり、同年4月1日施行のため、議会を招集する時間的余裕がないことにより専決処分をしたものであります。その内容等については担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは承認第3号、南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、概要をご説明いたします。新旧対照表をごらんください。第10条第3項中、都道府県知事の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える改正でございます。こちらは、放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務権限について、平成31年度から指定都市も実施できることとされたことを受けての、放課後児童支援員の要件に指定都市の長が行う研修を修了した者も追加されたことによる条例改正でございます。以上が承認第3号の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって承認第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第3号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから承認第3号 専決処分（南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。よって本案は承認することに決定しました。

日程第7. 承認第4号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について

○議長 知念富信君 日程第7. 承認第4号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第4号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。専決処分については、3月29日に行っております。専決処分した理由としまして、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、南風原町国民健康保険税条例についても改正が必要であ

令和元年第2回臨時会

り、同年4月1日施行のため、議会を招集する時間的余裕がないことにより専決処分をしたものであります。内容等については担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは承認第4号、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、概要をご説明いたします。まず、新旧対照表をごらんになりながら、本日お配りしました資料をもってご説明いたします。まず今回の改正につきましては、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準の改正となっております。

まず1点目の改正。国民健康保険税の課税限度額の引き上げについてです。これは、条例第2条第2項、それから第19条第1項関係になります。国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の58万円から61万円に改正するものであります。この表をごらんください。基礎課税額は58万円から61万円に3万円の引き上げ。後期高齢者支援金、それから介護納付金についての限度額については変更なしということでございます。

次に2点目でございます。国民健康保険税の軽減判定所得の基準の引き上げ。こちらは条例第19条第1項第2号、第3号関連でございます。まず、そのうちの5割軽減の減額基準について、被保険者数に乗すべき金額を、これまでの27万5,000円から5,000円引き上げて28万円にするものでございます。例として、3人世帯の場合ですと、現行ですと基準額33万円に被保険者数3人に27万5,000円を掛けた金額、所得としては115万5,000円、この所得以下になった場合に5割軽減を受けられるものでしたが、改正後はこの27万5,000円が28万円になることによって、所得117万円以下の世帯が軽減を受けられるということ、軽減を受けられる世帯が拡充されたということになります。2割軽減の減額基準についても同じような改正で、こちらの場合は50万円から51万円に引き上げ。3人世帯の場合、これまでは183万円以下の世帯が軽減を受けられたものが、今後は186万円までの世帯に2割軽減が適用されるということの改正となります。以上が承認第4号、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての概要説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第4号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって承認第4号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第4号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから承認第4号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。よって本案は承認することに決定しました。

日程第8．承認第5号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）の承認について

○議長 知念富信君 日程第8．承認第5号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第5号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。専決処分については、3月30日に行っております。専決処分した理由としまして、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税援助又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正され、平成31年3月30日に公布された同年4月1日施行のため、この省令改正に伴

令和元年第2回臨時会

い、南風原町固定資産税の課税免除に関する条例についても改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をしたものであります。内容等については担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 それでは承認第5号、南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の内容を説明いたします。まず5ページの新旧対照表をごらんください。改め文を読み上げます。南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正する。第3条から第5条までの規定中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。附則 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

先ほど副町長から説明がありましたように、今回の条例改正は、沖縄振興特別措置法第9条に規定する省令の改正がございましたので、そこに係るものとして第9条関係で観光関連施設、同法第32条が情報通信産業関連施設、同法第37条の商業高度化産業革新関連施設の新設又は増設に要した建物、土地、機械設備等の固定資産税の課税免除の適用期限を平成31年3月31日から平成33年3月31日まで2年間延長する省令の改正が平成31年3月30日に公布され、それに伴い本条例を改正する必要があったことによるものです。以上が承認第5号の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第5号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって承認第5号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第5号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから承認第5号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。よって本案は承認することに決定しました。

○議長 知念富信君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長 知念富信君 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和元年第2回南風原町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会（午前11時36分）